

## 平和への人権に関するサンティアゴ宣言

平和への人権に関する国際会議は、

2010年フォーラム（平和教育に関する世界社会フォーラム）を機にサンティアゴ・デ・コンポステーラで2010年12月9日、10日に会合し、

以下専門家会議・地域セミナーの結論と勧告に留意し、

ジュネーブ（国際機関改革のためのNGO世界会議、2006年11月）；メキシコ（2006年12月）；ボゴタ、バルセロナ、アディスアベバ（エチオピア）（2007年3月）；カラカス、サントドミンゴ（2007年4月）；モレリア（メキシコ）、ボゴタ、オビエド、サンタフェ（ニューメキシコ、米国）（2007年5月）；ワシントンD.C.、ナイロビ（ケニア）、ジュネーブ（2007年6月）；フェルトキルヒ（オーストリア）（2007年8月）；ジュネーブ（2007年9月11、12、21日）、ルアルカ（アストゥリアス、2007年9月28日）、マドリード（2007年10月23日）、モンテレイ（2007年11月1日）；メキシコ連邦区、ジュネーブ、ラス・パルマス・デ・グラン・カナリア、サラゴサ、ナビア（アストゥリアス）（2007年12月）；ニューヨーク（国連女性の地位委員会第52会期の際に、2008年2月）；カタルーニャ議会（バルセロナ）、ジュネーブ、ダカール、マドリード、バレンシア（2008年4月）、ローマ、光州（韓国）（2008年5月）；ジュネーブ、ビルバオ（2008年6月）；ジュネーブ、カルタヘナ（スペイン）（2008年7月）；パリ、トレド、ジュネーブ、サラゴサ、モンテビデオ（2008年9月）；オビエド、アルカラ・デ・ヘナレス、トリノ、ニューヨーク、バスク議会（ビトリア）（2008年10月）；ラ・プラタ、ブエノスアイレス（アルゼンチン）、ボスコ・マレンゴ（イタリア）（2008年11月）；ルクセンブルク、ジュネーブ、バルセロナ（2008年12月）；ジュネーブ、バルセロナ（2009年1月）；ヤウンデ（カメルーン）（2009年2月）；ジュネーブ、ニューヨーク（2009年3月）；ヨハネスブルク、セビリア、マドリード、サンティアゴ・デ・コンポステーラ、バンコク（2009年4月）；トレビ（イタリア）、メキシコ、セビリア（2009年5月）；ジュネーブ（2009年6月）；メキシコ連邦区、モレリア（2009年7月）；サン・セバスチアン（スペイン）（2009年8月）；ジュネーブ、バルデス（アストゥリアス）（2009年9月）；カソ、カンガス・デ・オニス（アストゥリアス）、アルカラ・デ・ヘナレス、サラエボ（2009年10月）；ラス・パルマス・デ・グラン・カナリア、バークレイ大学（米国）、ジュネーブ大学（2009年11月）；アレクサンドリア（エジプト）、ジュネーブ（2009年12月）；ハバナ（キューバ）、ジュネーブ（2010年1月）；ジュネーブ、ビルバオ（スペイン）（2010年2月）；ジュネーブ、ニューヨーク；ルアルカ（アストゥリアス）、メキシコ連邦区（2010年4月）；ニューヨーク、スペイン議会、マドリード、ビルバオ、バルセロナ（2010年5月）；バルセロナ、ジュネーブ、カンパラ（2010年6月）；

ラス・パルマス・デ・グラン・カナリア（2010年7月）；ジュネーブ、ブエノスアイレス、モンテビデオ（2010年8月）；トレド、ジュネーブ、ニューヨーク、バルセロナ（2010年9月）；キプロス、オビエド、アルカラ・デ・ヘナレス、ランザローテ（2010年10月）；ソリア、ビルバオ、ベリツ（バスク地方）、カラカス（2010年11月）、

平和への権利についての専門家ワークショップの成果報告書（2009年12月15-16日）；人権理事会が諮問委員会に対して平和への人民の権利草案を準備するよう要請した決議 14/3（2010年6月17日）及び諮問委員会が4人の委員からなる起草委員会を設置した勧告 5/2（2010年8月6日）を強調し、

以下の機関から受け取った、平和への人権の国際的法典化プロセスへの賛同に留意し、カタルーニャ議会（2009年2月26日）；アストゥリアスの78自治体から成るアストゥリアス評議会連合（サリエゴ、2009年7月10日）；アストゥリアス公国総会（2009年10月9日）、グラン・カナリア議会（2010年3月26日）、テルデ、サンタ・ルシアの自治体（グラン・カナリア、2010年4月及び5月）、アルゼンチン・オンブズパーソン会議（ブエノスアイレス、2010年8月11日）；平和の使者都市国際連合（リマソル（キプロス）、2010年10月7日）；平和への人権に関するランザローテ宣言（2010年10月29日）；ベリズに会合したバスク自治体（2010年11月12日）及びベネズエラ中央大学（カラカス、2010年11月18日）、

独立専門家から構成されるそれぞれ異なった起草委員会によって採択された「平和への人権に関するルアルカ宣言（2006年10月30日）、「平和への人権に関するビルバオ宣言（2010年2月24日）及び「平和への人権に関するバルセロナ宣言（2010年6月2日）；並びにラ・プラタ（アルゼンチン、2008年11月）；ヤウンデ（カメルーン、2009年2月）、バンコク（タイ、2009年4月）；ヨハネスブルク（南アフリカ、2009年4月）、サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ、2009年10月）、アレクサンドリア（エジプト、2009年12月）、ハバナ（キューバ、2010年1月）において市民社会の専門家によって採択された平和への人権に関する地域的諸宣言に特に留意し、

1. できるかぎりすみやかな国連総会による採択をめざして、コンセンサスにより、本決議の付属書に示されている、平和への人権に関するサンティアゴ宣言を承認することで合意し、
2. NGO 及び連携機関を含むあらゆる市民社会諸団体に対し、「平和への人権に関するサンティアゴ宣言」を世界中で広く普及させ、解説し、公知するよう要請する。

サンティアゴ・デ・コンポステーラ、2010年12月10日

## 付属書

### 平和への人権に関するサンティアゴ宣言

#### —前文—

総会は、

(1) 国連憲章の前文及びそこに規定された目的と原則に従い、平和は普遍的な価値であり、「機構」の存在理由であり、かつすべての者が人権を享有するための前提条件及び帰結であることを考慮し、

(2) 国際法の画一的、非選択的かつ妥当な適用が平和の達成に必須であることを考慮し；また、国際の平和と安全の維持—これは、とりわけ、人民の経済的社会的発展と一切の差別なしの人権及び基本的自由の尊重とを通じて達成されるべきである—を国連憲章第 1 条が「機構」の基本目的としていることを想起し、

(3) 平和の積極的側面—これは武力紛争の厳格な不在を越えるものであるとともに、公的・民間の両セクターにおける直接的、政治的、構造的、経済的あるいは文化的なあらゆる類型の暴力の廃絶と結びつくものでもある—を認め、また、それが、人間のニーズを満たすための一条件としての人民の経済的、社会的、文化的発展と、すべての人権及び人類社会の全構成員の固有の尊厳の実効的尊重とを必要とするものであることを認め、

(4) 平和は生命や文化—その基盤は自己認識（アイデンティティ）である—の多様性と不可分であることを考慮し；したがって、諸権利のうち第一のものは生命に対する権利であり、そこから他の権利や自由、特にすべての人の平和に生きる権利が出てくることを確認し、

(5) 国連憲章第 2 条が、加盟国は平和的手段によってその国際紛争を国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならないと規定していること；そして、加盟国がその国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国連憲章の目的および原則と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないとも規定していることをさらに想起し、

(6) 「永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができ」（国際労働機関憲章、ILO）；すべての人々の生活水準及び栄養の向上並びに飢餓の根絶を目指しており（食糧農業機関、FAO）；「すべての人々の健康は平和と安全の達成にとって基本的なものである」（世界保健機関憲章、WHO）のであって、国連システム全体がこのビジョンを共有し

ていることを考慮し、

(7) 人間ひとりひとりの脆弱性と依存、及び特定の環境によって一定の集団や人々がとくに脆弱になるという事実を意識し；平和に生きるためのすべての人の必要と権利を知り、平和が絶対的に優先される確立された国家的社会秩序と国際的社会秩序を持つ、そうしてこそ世界人権宣言にうたわれている権利と自由が完全に実現できる、

(8) 教育が普遍的な平和の文化の確立に不可欠であること、および国連教育科学文化機関の前文のとおり「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」であることを考慮し；11月16日に、ユネスコ総会によって採択された暴力に関するセベリア声明を考慮し、

(9) 表現の自由の全面的尊重と両立できる市民的及び政治的権利に関する国際規約第20条の戦争宣伝の禁止及び憎悪と暴力の扇動の禁止を想起し、

(10) 国際人権法、国際労働法、国際人道法、国際刑事法及び国際難民法に記された原則及び規範に鑑み；そしてこうした人権の原則及び規範は不可譲、普遍的、不可分、相互依存的事実であること、及び、それらが権利における男女の平等と並んで、人、特に子ども及び青年の尊厳及び価値を再確認するものであることを考慮し、

(11) 国連総会の関連決議、とりわけ1970年10月24日の国家の友好関係及び協力に関する決議2625 (XXV)、1974年12月14日の侵略の定義に関する決議3314 (XXIX)、総会が「飢餓と栄養失調の根絶のための世界宣言」を支持した1974年12月17日の決議3348 (XXIX)、1975年11月10日の決議3384 (XXX)「平和に利益となり人類に恩恵をもたらすような科学と技術の進歩の利用に関する宣言」、1978年12月15日の決議33/73「平和な生活のための社会の準備に関する宣言」、1984年11月12日の決議39/11「平和への人民の権利に関する宣言」、1999年9月13日の決議53/243A「平和の文化に関する宣言及び行動計画」、2005年9月15日の決議60/1「2005年世界サミット成果」によって再確認された2000年9月5日の決議55/2「国連ミレニアム宣言」、及び毎年9月21日が国際平和デーとして尊重されなければならないことを定めた2001年9月7日の決議55/282をさらに想起し、

(12) 絶え間なく徐々に進む環境悪化、及び現在と将来の世代が人間の安全保障に対する彼らの権利と安全で健康的な環境において生きる権利とを確保しながら、平和に自然との調和のうちに生きる必要並びにそれを確保する義務とを懸念し；文書としてはとくに、国連人間環境会議で採択された1972年6月16日の「ストックホルム宣言」、1982年10月

28日の国連総会決議37/7に含まれている「自然のための世界憲章」、1992年6月5日の「生物多様性条約」、1992年5月9日の「気候変動に関する国連枠組条約」及び1997年12月11日の「京都議定書」、1994年10月14日の「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国連条約」、1998年6月25日の「環境問題における情報アクセス・意思決定への市民参加及び司法アクセスに関するオーフス条約」、および2002年9月4日の「持続可能な発展に関するヨハネスブルク宣言」を想起し、

(13) 平和へのコミットメントが、1998年3月にパリで開催された117カ国を代表する国際専門家協議において認められた通り、国際司法裁判所規程第38条1項c)にいうところの国際法の一般原則であることに注目し、

(14) 第21回赤十字国際会議の決議XIX（1969年）によって採択され、人間は永続する平和を享有する権利を有すると述べている「イスタンブール宣言」、だれもが平和及び国際的に安全な状況で生きる権利を有することを確認している前国連人権委員会の決議5/XXXII(1976年)、そして国連人権理事会の「平和への人民の権利の促進」と題された決議8/9(2008年6月18日)及び11/4(2009年6月17日)を想起し、

(15) アフリカ連合の設立文書、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章、アフリカにおける女性の権利に関するアフリカ憲章議定書によってアフリカ諸国がとったコミットメント；米州機構憲章、アメリカ人権条約及びサン・サルバドル議定書、ラテンアメリカ議会制度化条約、そして、イベローアメリカン関係においては若者の権利に関するイベローアメリカン条約のインター・アメリカン枠組みにおいて諸国が取ったコミットメント；バンコク宣言、東南アジア諸国連合憲章及びアジア人権憲章、並びに東南アジア諸国連合政府間人権委員会の権限事項を含む、平和に関するアジアの文書；アラブ諸国連合憲章及びアラブ人権憲章に表明されているアラブ諸国の平和へのコミットメント；イスラム会議機構憲章に表明されているイスラム諸国の平和へのコミットメント；欧州評議会の規程、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約、欧州社会憲章及び他の欧州条約によって欧州評議会の枠組みのなかでとられたコミットメント；基本的権利の欧州連合憲章を想起し、

(16) 国際の平和と安全を脅かす兵器の製造、軍備競争、あらゆる種類の武器の過剰かつ無規制な不法取引；軍備縮小の分野における関連条約、とくに核不拡散条約に規定された義務を諸国が遵守していないこと；こうしたことが発展する権利を実現する障害になっていることを懸念し、

(17) 平和への人権が、普遍的な役割と世代をつなぐ性格をそなえた自律した権利として法典化され、かつ漸進的發展をとげることが、国際社会に必要であることを考慮し、

(18) 平時におかされる重大かつ組織的な違反を懸念し、かつ国際刑事裁判所ローマ規程締約国会議がそうした違反を平和への人権に対する犯罪であると定義しなければならないことを考慮し、

(19) 国連総会が決議 3519 (1975 年) 及び決議 3763 (1982 年) において、安全保障理事会が決議 1325 (2000)、決議 1820 (2008)、1888 及び 1889 (2009) で承認したように、平和構築への女性の貢献を認め、かつ、意思決定のすべてのレベルで彼女らの参加の重要性を強調し；並びに女性と平和と安全に関する決議 1325 の全面的、効果的履行を強調し、

(20) 平和を達成することが女性と男性、人民及び国家、政府間組織、市民社会、企業及びその他の社会的関係者、そしてより一般的には国際社会全体に共有の責任であることをさらに確認し、

(21) 平和の文化の促進、世界規模での資源再配分及び社会的正義の達成は、不平等、排除及び貧困を除去することによって一というのも、これらは平和と非両立的なものである構造的暴力を、国内・国際の両レベルにおいて生みだすものであるから一、より正義にかなった世界経済関係を樹立すること一これは、この宣言の目的の達成を促すこととなる一への貢献とならなければならないことを考慮し、

(22) 「国際人権法の大規模侵害及び国際人道法の深刻な違反の被害者の救済と賠償を受ける権利に関する基本原則とガイドライン」を宣言した 2005 年 12 月 16 日の総会決議 60/147 が規定するように、平和は正義に基づかなければならず、したがって差別なく被害者であるということを認められる権利、裁判を受ける権利、真実及び実効的な賠償への権利をすべての被害者が有することを確認し、

(23) 不処罰が平和及び正義と非両立的であることを意識し；すべての軍事・治安機関は、人権及び国際人道法を遵守し平和を達成すべく、法の支配に完全に服さねばならず国際法上の義務に拘束されねばならないことを考慮し；それ故、軍事訓練及び上官の命令の遂行は、それらの目的の達成に従属されなければならないことを考慮し、

(24) 不処罰並びに傭兵及び民間軍事・治安会社の活動の増化を懸念し；国家固有の治安機能の民間セクターへの外部委託及び戦争の民営化の増大を懸念し、

(25) 平和は、すべての人が自国に住み、残留する権利を含むことを確認し；大規模な集団移動や移民の流出は往々にして非自発的、かつ、危険、脅威、平和の破壊への応答であ

ることを意識し；人間の安全保障への権利及び移民して他国の領域に平穩に定住するすべての人の権利を確保するには、国際社会が緊急に国際的移民制度を確立すべきであることを確信し、

(26) 人類の全歴史を通じて、平和は全文明の不断の希求でありつづけていること、したがってすべての人が平和の実効的な実現のために努力を結集すべきであることをも確信し、

(27) 人類史に跡を残してきたあらゆる平和運動、思想－1999年の平和会議のためのハーグ・アピールから生まれた「21世紀のための平和と正義に向けたハーグ・アジェンダ」<sup>1</sup>、2000年6月29日にハーグで採択された「地球憲章」、気候変動及び母なる地球の権利に関する世界人民会議の枠組みにおいて2010年4月22日にコチャバンバ（ボリビア）で採択された「母なる地球の権利の世界宣言」を含む主な成果に近年、結晶化された一に敬意を払い、

(28) 同権及びジェンダーによる差異の尊重の実現なくしては；普遍的に認められた人権と両立する異なる文化的価値及び宗教的信念の尊重なくしては；そして人種主義・人種的差別・外国人排斥、その他の関連する不寛容の撤廃なくしては；平和への人権が達成され得ないことを確認し、

(29) あらゆる国が、平和を人権だと認め、その管轄下にいるすべての人によるこの権利の享有を人種、世系、国民的・民族的・社会的出自、肌の色、ジェンダー、性的志向、年齢、言語、宗教や信念、政治的その他の意見、経済的状況、財産、様々な身体的あるいは精神的機能、民事法上の身分（civil status）、出生、その他のいかなる条件による区別もなしに独立に確保することが、緊要であることを確信し、

以下の「宣言」を掲げる：

---

<sup>1</sup> A/54/98, 1999年5月20日、付属書

第一部  
平和への権利の諸要素  
セクション A 権利

第 1 条

**権利保持者と義務 - 保持者**

1. 個人、集団、人民及びすべての人間が、正義にかない、持続可能で、永続的な平和への不可譲の権利を有する。この権利により、彼らはこの「宣言」に掲げられた権利及び自由の保持者である。
2. 国家は個別に、共同で、あるいは多国間組織の一部として、平和への人権の主な義務 - 保持者である。この権利は、人種、世系、国民的・民族的・社会的出自、肌の色、ジェンダー、性的志向、年齢、言語、宗教や信念、政治的その他の意見、経済的状況や財産、様々な身体的あるいは精神的機能、民事法上の身分 (civil status)、出生、その他のいかなる条件による区別も差別もなく実施されなければならない。
3. 侵略、集団殺害 (ジェノサイド)、人種主義、人種差別、外国人排斥及びその他の関連する形態の不寛容、ならびにアパルトヘイト、植民地主義及び新植民地主義を受けているすべての個人及び人民は、平和への権利の侵害の被害者として特に注目されるに値する。

第 2 条

**平和及びその他あらゆる人権に関する、及びそれらのための教育への権利**

1. 平和のための教育と社会化は、戦争を忘れ、暴力から開放された自己認識を築くための必須条件である。
2. 個人は、平等な取り扱いという条件のもとで、平和及びにその他あらゆる人権に関する教育並びにそれらのための教育を受ける権利を有する。そうした教育は、すべての教育制度の基盤となり；信頼と連帯と相互尊重に基礎をおく社会過程を生み出し；ジェンダーの視点を含み、紛争の平和的解決を促し；平和の文化の枠内における新しい人間関係の築き方へとつながるべきである。
3. 個人は、紛争の創造的かつ非暴力的な変容あるいは予防・解決への参画に必要な能力を要求し、獲得する権利を生涯にわたって有する。これらの能力は公式及び非公式の教育を通じて身につけることができる。

第 3 条

**人間の安全保障、及び安全かつ健康的な環境で暮らすことへの権利**

1. 個人は、恐怖からの自由及び欠乏からの自由—ともに積極的平和の要素である—を含む、人間の安全保障への権利を有する。

2. すべての人民及び個人は、安全で健康的な私的・公的環境において生存し、国家主体・非国家主体のいずれから生じるものであるかを問わず、いかなる身体的・心理的暴力の行為又は脅威からも保護される権利を有する。

3. すべての人民及び個人は、国連憲章において確立された集団安全保障制度、とくに国際法、国際人権法及び国際人道法の規範の全面的な尊重で、紛争の平和的解決の原則の実効的な遵守を、自国の政府に要求する権利を有する。

4. 欠乏からの自由は、持続的発展に対する権利、及び経済的・社会的・文化的権利、とくにつぎのもの享有を含む。

a) 食料、飲料水、衛生、保健、衣服、住居、教育及び文化への権利

b) 労働し、雇用及び労働団体結社の自由に関する公正な環境を享有する権利；同一の職業または職務をおこなう人々の同一報酬への権利；平等な条件で社会的サービスにアクセスする権利；余暇への権利

#### 第4条

##### **発展及び持続可能な環境への権利**

1. 平和への人権と構造的暴力の根絶を実現するには、あらゆる人権及び基本的自由が完全に行使されうるような経済的・社会的・文化的及び政治的発展に寄与し、その発展を享有する権利と並んで、その発展に参加する不可譲の権利を、すべての個人及び人民が享有することが必要である。

2. すべての人民及び個人は、不正義かつ非持続的な外国負債の重荷及びその条件調整、あるいは不正義な国際経済秩序の維持のような、発展の権利の実現に対する障害を排除する権利を有する。それは、こうした障害が貧困と社会的排除を生み出すからである。

3. すべての人民及び個人は、平和及び人類の生存の基礎としての持続可能で安全な環境において生存する権利を有する。

4. 環境に損害を与える兵器、とくに放射性兵器及び大量破壊兵器の使用は、国際人道法、環境への権利及び平和への人権に反するものである。こうした兵器は、早急に禁止されなければならない。かつ、こうした兵器を用いる国家には、生じた全損害を賠償することによって環境を原状に戻す義務がある。

#### 第5条

##### **不服従及び良心的兵役拒否の権利**

1. すべての人民及び個人は、いかなる国家からも敵だとみなされない権利を有する。

2. 個人は、平和への脅威を内包する活動に対する市民的不服従及び良心的兵役拒否の権利を、個別にあるいは集団の構成員として、有する。

3. 個人は、自身の軍事的義務に関して良心的兵役拒否者の地位を得る権利を、個別にあるいは集団の構成員として、有する。

4. いかなる軍事・治安機関の構成員も、侵略戦争、国連によって許可されていない国際的軍事作戦、あるいは国際人権法及び国際人道法の原則と規範に違反する他の武装作戦に、それが国際的・国内的のいずれであるかをと問わず、参加しない権利を有する。さらに、彼らは上述の原則及び規範に明白に反する命令に従わない権利を有する。加えて、集団殺害（ジェノサイド）、人道に対する罪、又は戦争犯罪の実行命令あるいはそれらへの参加命令に従わない義務を有する。軍上官の命令に従う責務は、こうした義務の遵守を免除するものではなく、そのような命令への不服従はいかなる場合においても軍法違反を構成しない。

5. 個人は、いかなる種類の武器の製造又は開発のための科学的研究にも参加せず、かつ公然とそれを非難する権利を、個別にあるいは集団の構成員として、有する。

6. 個人は、国際人権法及び国際人道法に違反する武力紛争を支持する軍事作戦に労働において、あるいは専門家の資格で参加することに異議を申し立て、かつその軍事費のための課税に反対する権利を、個別にあるいは集団の構成員として、有する。国家は、軍事目的で税金が使われることに反対する納税者に対して、こうした納税者が受け入れ可能な代替措置を提供する。

7. 個人は、不服従及び良心的兵役拒否の権利の実効的な行使にあたって保護される権利を、個別にあるいは集団の構成員として、有する。

## 第6条

### ***抑圧に抵抗し、反対する権利***

1. すべての人民及び個人は、人民の自決権を含む国際法に従って、国際犯罪や他の重大、大規模あるいは組織的な人権侵害を犯す、すべての体制に抵抗し反対する権利を有する。

2. すべての人民及び個人は、戦争；戦争犯罪、集団殺害（ジェノサイド）、侵略、アパルトヘイト及び人道に対する犯罪；普遍的に認められた人権の侵害；戦争に好意的な一切の宣伝又は暴力の扇動；及びこの「宣言」に定義されるような平和への人権の侵害、に反対する権利を有する。暴力称賛、及び未来を築き進歩を可能にするために必要だとして暴力を正当化することは、禁止されなくてはならない。

## 第7条

### ***軍備縮小への権利***

1. すべての人民及び個人は、すべての国家が共同・協調して合理的期間内に一般的かつ完全な軍備縮小を、包括的かつ実効的な国際的監督の下に実施するよう要求する権利を有する。とくに、国家は、核兵器、化学兵器、生物兵器を含むあらゆる大量破壊兵器や無差別効果兵器を緊急に撤廃しなければならない。加えて、国家はその軍隊と外国軍事基地を前進的に廃止するため、効果的かつ協調的方法を採用するべきである。

2. すべての人民及び個人は、軍備縮小によって得られた資源を、不平等、社会的排除及

び極度の貧困を終わらせることを狙いとして、とくに最貧国及び脆弱な状況にある集団のニーズに応えるよう、人民の経済的、社会的、文化的発展に使わせる権利、天然の富の公正な再配分のために使わせる権利を有する。

3. 国家は、国家の軍事及び治安機能を、民間軍事・治安業者に固有的に外部委託することを禁止及び慎むべきである。

## 第8条

### **思想、違憲、表現、良心及び宗教の自由**

1. すべての人民及び個人は、戦争や侵略の目的のための情報操作から保護されるために、国際人権法の定めるところに従って、検閲なしに多様な情報源から情報にアクセスし、かつそれを受け取る権利を有する。

2. すべての人民及び個人は、平和への人権の脅威あるいは侵害の一切の事件を非難し、政府又は民間部門によるいかなる干渉もなしに平和への人権の擁護と促進のための平和的な政治・社会・文化活動あるいは発議に自由に参加する権利を有する。

3. すべての人民及び個人は、いかなる形態の文化的暴力からも保護される権利を有する。この目的のために、人々は思想、良心、表現及び宗教の自由を、国際人権法に合致するかたちで完全に享有すべきである。

## 第9条

### **難民の地位への権利**

1. すべての個人は、以下の状況においては、差別なしに、難民の地位を求めかつ享有する権利を有する。

a) その人が、平和及び他の人権のための活動に従事したがゆえに、あるいは戦争に反対する兵役拒否の権利を主張したがゆえに、迫害に苦しんでいる場合。

b) その人が、国家機関または非国家機関からの、人種、性別、宗教、国籍、性的志向、特定の社会集団の構成員であることあるいは政治的意見、家族的な地位、又はその他の条件を理由とする迫害に、十分根拠のある恐怖を抱いている場合。

c) その人が、一般化した暴力、外国の侵略、内紛、人権の大量侵害あるいは公序を深刻に乱すその他の状況によって、自身の生命、安全あるいは自由が脅威にさらされていることを理由に、自身の国又は出身国又は居住地から逃げる場合。

2. 難民の地位には、とりわけ、迫害の理由が除去されるか、武力紛争の場合にはそれが終結したならば、尊厳をもってかつあらゆる適切な保証をえて、自身の国、出身地あるいは居住地に自発的に帰還する権利が含まれるべきである。

## 第10条

### **出移民及び参加の権利**

1. すべての個人は、移動の自由の権利、及び、この「宣言」の第 3 条が規定するところの人間の安全保障及び安全で健康的な環境において生存する権利が深刻な脅威にさらされた場合には出移民する権利を有する。

2. 社会統合を促進し、人権の享有に関する差別から生じる構造的暴力を防止するために、移民は、国際人権法の定めるところに従って、自身が居住地を有する国の公務に参加し、かつ、そうした参加を促すような具体的機構及び制度の恩恵を受ける権利を、個人あるいは集団として、有する。

## 第 11 条

### **すべての被害者の権利**

1. 人権侵害の全ての被害者は、差別なしに、被害者認定を受け、かつ人権、とくに平和への人権の侵害から自身を守るために、実効的救済を受ける権利を有する。

2. すべての個人は、法律の制限を受けることなく、重大な人権侵害に関して裁判を受ける不可譲の権利を有する。この権利には、捜査及び事実認定、並びに責任者の特定と処罰が含まれる。

3. 人権侵害の被害者、その家族構成員及び社会全体は、法律の制限を受けることなく、真実を知る権利を有する。

4. 人権侵害の被害者はすべて、国際人権法の定めるところに従って、侵害された権利の回復；実効的かつ完全な救済（リハビリテーション及び補償に対する権利を含む）；象徴的救済あるは賠償措置、並びにこの侵害が繰り返されないことの保証への権利を有する。そうした救済措置は、妥当な賠償として被害者が受け入れ可能な、民衆法廷、良心の法廷、及び、紛争の平和的解決に関する制度、手法、伝統、地域的慣習などの利用を排除するものではない。

## 第 12 条

### **脆弱な状況にある集団**

1. すべての個人は、同一の人間の尊厳を共有し、保護への平等な権利を有する。しかしながら、具体的に脆弱な状況にある、特別の保護に値する、特定の集団がいる。その中には、特定の状況の女性、子ども、強制的あるいは非自発的失踪の被害者、多様な身体的・精神的機能の人々、高齢者、避難民、移民、少数者、難民及び先住民族が含まれる。

2. 国家は、脆弱な状況におかれた集団に属する人々の権利享有に様々な形態の暴力が及ぼす具体的な影響の評価がなされるよう確保しなければならない。国家はまた、救済措置がとられるよう確保する義務も負う。この義務には、脆弱な状況にある集団に属する人がそうした措置の採択に参加する権利を承認することも含まれる。

3. 国家、国際組織（とくに国連）、および市民社会は、紛争の予防、管理、平和的解決に関する女性の具体的貢献を促し、紛争後の平和構築、定着、及び維持における女性の貢献

を促進する。この目的のため、国家、地域、国際的機関及び機構のあらゆるレベルにおけるこれら領域での意思決定において、女性代表の増加を促進する。

4. 自由を奪われたすべての個人は、人間らしく取り扱われる権利を有する；生命、尊厳、身体的及び道徳的完全性に対する権利は尊重される。子どもの場合には、勾留は最後の手段としてのみ課されねばならず、かつ例外的な事例に限定されねばならない。国家は、自由を奪われた人のリハビリテーション及び統合を促進するような勾留条件を、とくに子どもと若者については教育、訓練及び一般的な成長を確保するような勾留条件を、確保しなければならない。

5. 個人の強制失踪あるいは非自発的失踪は人道に対する罪を構成する。被害者は、勾留が認識され、自由を再び得て、完全、実効的、公平かつ妥当な賠償を得る権利を有する。

6. 先住民族は、国際人権法によって保障されたあらゆる権利、とくに自身の土地に住む権利、自身の天然資源を享有する権利、自身の文化的遺産の実効的保護に対する権利を有する。

## **Section B. 義務**

### **第 13 条**

#### ***平和への権利の実現のための義務***

1. 平和への人権の実効的かつ実際の実現は、かならず国家、国際組織、市民社会、人民、個人、企業、メディア、及び社会のその他の関係者、一般的には国際社会全体の責務と義務を含む。

2. 平和を保全し、平和への人権を保護する基本的な責任は国家、及び国連憲章に謳われた目的と原則を達成するための諸国の協力した努力を調整するもっとも普遍的な機関としての国連にある。

3. 国家は、災害対処戦略を含む、環境の開発と保護を確保するために必要な、すべての措置を取らなければならない。それらが欠けることが、平和への脅威となるからである。国家は、平和への人権の実現を達成するために、あらゆる必要な分野において（とくに開発のための国際協力を促進し、開発にさらに資源を提供するという既存の関与を実施することを通じて）、協力する義務を有する。

4. 国家は、平和を構築し定着させるための措置をとる必要があり、かつ、人類を戦争の惨害から保護する責任を有している。しかし、このことは、いかなる国家にも、他国領域へ干渉する資格を与えるものでもない。

5. 国連の実効性は、暴力の防止、ならびに平和への人権を含む人権及び人間の尊厳の保護という二重の機能を通じて、さらに強化されるべきである。とくに、国際の平和及び安全に対する危険あるいは脅威を構成する暴力から人権を保護するために実効的措置をとることは、総会、安全保障理事会、人権理事会及び他の権限ある機関がなすべきことである。

6. 国連システムは、徹底的かつ実効的なやり方で、国連平和構築委員会を通じて、国連

のその他の機関並びに関連する地域機関又は地域より小さな単位の機関と協力して、平和のための統合戦略及び武力紛争後の影響を受けた社会の再構築のための統合戦略の策定に取り組まなければならない。そうした戦略は、国連機構内における安定財源及び実効的な調整を確保しなければならない。この文脈においては、平和の文化に関する行動計画の実効的实施が強調される。

7. 国連憲章の枠組みの外でとられるいかなる軍事行動も、受け入れることはできず、国連の原則と目的のもっとも重大な違反を構成し、かつ、平和への人権に反する。いわゆる「予防戦争」は平和に対する罪を構成する。

8. 平和への人権をよりよく保障するために、安全保障理事会の構成と手続は、今日の国際社会を反映し、よりよく代表できるよう見直されるものとする。安全保障理事会の作業方法は、透明でなければならず、かつその議論に市民社会及び他の関係者の有意義な参加を認めるものでなければならない。

## 第二部

### 「宣言」の実施

#### 第 14 条

##### *平和への人権のための作業部会*

1. 平和への人権に関する作業部会（以下、「作業部会」）が設置される。これは 10 人の委員から構成され、第 15 条に規定されている責務を有する。

2. 作業部会は、国連加盟国出身の専門家から構成され、彼らは、完全な独立性を有し、かつ個人の資格で責務を遂行する。

3. 委員の選出では以下の基準が考慮される。

a) 専門家は、高い道徳的名声があり、公平、清廉であり、かつ、この「宣言」の第一部で述べられている分野のいずれかにおいて、長期の十分な経験を有していることを証明するものとする。

b) 衡平な地理的配分並びに世界の異なった形態の文明体系及び主要法系の代表。

c) 均衡のとれたかたちでジェンダーが代表されること。

d) 二人の委員が同一国の国民であってはならない。

4. 作業部会委員は、国連総会の会期において、加盟国及び市民社会組織によって提案される候補者名簿から、秘密投票によって選ばれる。最も多くの票を集め、かつ出席し投票する国家の三分の二以上の票を集めた候補者 10 人が選出される。第一回選挙は、この宣言の採択日から遅くとも 3 か月以内に行われる。

5. 専門家は、4 年間の任期で選出され、1 回のみ再選されることができる。

6. 作業部会の半数が 2 年ごとに改選される。

#### 第 15 条

## 作業部会の機能

1. 作業部会の主な機能は、この「宣言」の遵守と実施を促進することである。このマンドレート（職務）の実行にあたって、作業部会は以下の権限を有する。

a) 平和への人権の遵守と意識を世界規模で促進すること。その際、作業部会は、思慮、客観性、独立性をもって行動し、人権の普遍性、相互依存性及び不可分性かつ国際的社会正義を達成する必要を考慮する全体的アプローチを採る。

b) 国家、国際組織及びその機関、市民社会組織、国内人権機関、関係する個人及び他のあらゆる信頼できる情報源からのいかなる関連情報をも収集し、とりまとめ、それに効果的に対応すること。

c) 平和への人権の侵害に関する実地調査をおこない、適切な機関に報告すること。

d) 作業部会がこれを適切であると考えるときには、この宣言の第一部に定めるところに従い、平和への人権の効果的な実現のための適切な措置を取るよう、国連加盟国に対して、勧告、アピール及び緊急行動を出すこと。国家はこれらの勧告及びアピールに対して適切な考慮を与える。

e) この「宣言」の第一部に定義されている平和への人権の差し迫った脅威又は深刻な侵害の際に、作業部会が必要だと考える報告書を、自らの職権で、又は総会、安全保障理事会、又は人権理事会の要請をうけて起草すること。

f) 作業部会の年次活動報告書を総会、安全保障理事会、及び人権理事会に提出すること。この報告書には、武力紛争と関連している事態に特別の注意を払いつつ、平和への人権の実効的な促進及び保護に必要だと考えられる所見及び勧告を含める。

g) 総会の注目のために、監視機構を備えた平和への人権に関する国際条約案、とりわけ全面的かつ効果的な実施で国家の遵守を監視するものを準備すること。将来的条約上の機構と作業部会は、活動の重複を避けるべく、それぞれのマンドレートを調整する。

h) 侵略の罪及び正当な自衛の限界に関わる定義及び規範の作成に貢献すること。

i) 国際刑事裁判所又はその他の国際刑事法廷の検察官に、かつてコミットした国際刑事裁判所又はその他の権限ある国際刑事法廷の管轄内の犯罪の一切の状況についての信頼できる情報を提出すること。

j) 作業部会の通常機能に関する作業方法を、委員の過半数をもって承認すること。この作業方法には、とりわけ事務局の任命並びに決定、勧告の採択手続が含まれる。

2. 作業部会はニューヨークにおかれ、毎年 3 回の通常会期及び作業方法に従って規定される特別会期を開催する。作業部会は、国連事務総長から提供される常駐の事務局を備えるものとする。作業部会の支出は、実地調査及び会期に関連する支出を含めて、国連の通常予算の一部で賄われる。

## 最終規定

1. この「宣言」のいかなる規定も、いずれかの国家、集団、または個人に、国連の目的

及び原則に反し、あるいはこの「宣言」の規定、国際人権法、国際労働法、国際人道法、国際刑事法、及び国際難民法上の規定を否定又は侵害することになるような、いかなる活動を実行し、あるいは展開する権利を、又はそうした行為を遂行する権利を付与するものではない。

2. この「宣言」の規定は、平和への人権の実効的実現にとって、この宣言よりも好意的な国家の国内法の規定又は適用される国際法から生じるその他のあらゆる規定を害することなく、適用される。

3. すべての国家は、この宣言の実効的実現を促進するために必要な関連する立法、司法、行政、教育その他の措置を採ることによって、この「宣言」の規定を、誠実に実施しなければならない。

(英文テキストから仮訳、塩川頼男、常本美春)